

防防調第3174号
10.6.8

長官官房長
各局長
各幕僚長
統合幕僚会議議長
殿

事務次官

防衛駐在官等調整委員会設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

制 定 防 防 調 第 3174 号 (10. 6. 8)
 一 部 改 正 防 防 調 第 6295 号 (10. 12. 8)
 一 部 改 正 防 防 調 第 206 号 (13. 1. 6)
 一 部 改 正 防 防 調 第 2345 号 (18. 3. 27)
 一 部 改 正 防 防 調 第 7396 号 (18. 7. 31)
 一 部 改 正 防 防 調 第 11772 号 (18. 12. 28)

防衛駐在官等調整委員会設置要綱

(防衛駐在官等調整委員会の設置)

第 1 防衛駐在官等（防衛省から外務省へ出向し、在外公館に勤務する者をいう。）の業務の円滑な遂行に資するため、防衛駐在官等の派遣国、人事管理、処遇、教育等に関する基本的考え方について検討し、防衛省における関係部局間の調整を図ることを目的として、防衛省に防衛駐在官等調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調整委員会の組織)

第 2 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大臣官房秘書課長
- (2) 防衛政策局調査課長
- (3) 人事教育局人事計画・補任課長
- (4) 陸上幕僚監部運用支援・情報部情報課長
- (5) 陸上幕僚監部人事部人事計画課長又は補任課長
- (6) 海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長
- (7) 海上幕僚監部人事教育部人事計画課長又は補任課長
- (8) 航空幕僚監部運用支援・情報部情報課長
- (9) 航空幕僚監部人事教育部人事計画課長又は補任課長
- (10) 情報本部長の指名する情報本部情報官
- (11) その他委員長の指名する者

2 委員長は、事務次官の指名する審議官をもって充てる。

(委員会の運営)

第 3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席若しくは意見の開陳又は資料の提出等の協力を求めることができる。
- 3 前項の要求があった場合、関係部局は、これに応じ、協力するものとする。
- 4 委員会の検討結果は、検討の進捗状況に応じ、関係部局の長等の会議に付するものとする。

(秘密保全)

第 4 委員会及び関係部局は、秘密保全について特に万全を期するものとする。

(庶務)

第5 委員会に関する庶務は、防衛政策局調査課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。